

2

0

0

1

労

労働法律旬報 No.1511 9月上旬号

1950年8月12日第3種郵便物認可
2001年9月10日発行(毎月10日・25日発行)

[解説]

**既婚女性に対する
昇給・昇格差別は違法**
住友生命事件・大阪地裁判決の意義
寺沢勝子＋原野早知子

旬報社

旬

▼[巻頭言]労働と法—私の論点—林 弘子 ▼[紹介]住友生命事件・原告12名のコメント—これまでの差別の実態と勝利判決への思い ▼[研究]外国労働判例研究④アメリカ—永野秀雄 ▼[検討]アメリカ電通事件・東京地裁判決—望月浩一郎 ▼WHO国際安全会議での日本の過労自殺に関する報告—川人 博 ▼[研究]国鉄千葉動労事件・千葉地裁判決—大和田政太 ▼[判決]住友生命事件・大阪地裁判決(平13.6.27).....



〈巻頭言〉労働と法―私の論点／NGOの熱い夏―国際条約の効果的実施を求めて〔林 弘子〕

〈解説と紹介〉住友生命事件・勝利判決を受けて

◆既婚女性に対する昇給・昇格差別は違法―住友生命に二名が勝訴〔寺沢勝子＋原野早知子〕

◆住友生命事件・原告二名のコメント―これまでの差別の実態と勝利判決への思い

◎労働判例／住友生命事件・大阪地裁判決〔抜粋〕平一三・六・二七

〈研究〉障害をもつアメリカ人法（ADA）第三編のプロゴルフ・ツアーへの適用―外国労働判例研究⑧アメリカ〔永野秀雄〕

〈検討〉アメリカ電通副社長のくも膜下出血死事件―東京地裁二〇〇一年五月三〇日判決〔望月浩一郎〕

〈紹介〉日本における過労自殺の激増に関する報告―世界保健機構（WHO）の国際安全会議での報告〔川人 博〕

〈研究〉争議行為の前倒し実施の正当性評価と損害賠償責任―国鉄千葉動労事件・千葉地裁判決（平一二・七・一四）の研究〔大和田敢太〕



表紙デザイン＝杉浦康平＋副田和泉子

アメリカ電通副社長のくも膜下出血死事件

東京地裁二〇〇一年五月三〇日判決

望月浩一郎

弁護士〔東京本郷合同法律事務所〕

はじめに

アメリカ子会社に出向中の電通労働者がニューヨークから日本への出張中にくも膜下出血により死亡した事案について、東京地裁は二〇〇一年五月三〇日、これを業務上と認める判決を下した（確定）。本件は、アメリカにおいては被災者の死亡後一年四ヶ月（申請後一年）で労災認定されたにもかかわらず、日本においては被災者の死亡後一年六ヶ月（申請後一年二ヶ月）を要し、日米の労災認定制度の差——日本における労災認定の著しい遅延——という問題点が浮き彫りになった事案である。

本判決の業務上外判断は、これまでの最高裁判例にそったものであり、特に目新しい内容ではない。しかしながら、東京地裁民事一部は、従前、厚生労働省とほぼ同一の判断枠組みを採用していたことにかんがみると、ようやく当然の判断基準に到達したという点で意義がある。

1 事案の概要

被災者は、一九六四年に電通に入社し、一九七四年以降は電通のアメリカにおける子会社であるDCAに勤務し、ニューヨークを生活の本拠としていた。一九九〇年に開催された大阪花の博覧会の企画立案など数多くの大型企画を立案した優秀なクリエイターである。

電通からDCAへの出向期間が五年を超える例はまれであるところ、被災者は出向後一六年目であった。被災者は、DCAへの出向後一八六年までは一貫してクリエイティブ部門で仕事をし、当初から同部門の責任者をしてきた。

被災者の死亡二年前の一九八七年末のDCA累積赤字は三四〇万ドルにのぼり、被災者は、クリエイティブ部門（四〇〇五〇人）の責任者から、被災者と秘書一名だけで構成される新設のスペシャルプロジェクト部門の責任者となり（同時に副社長に就任）、新規顧客を獲得する課題を負った。

被災者は、一九八九年一月一五日から日本（東京）に出張し、銀座のホテルに宿泊しながら出張業務に従事していたところ、同年同月二

三日夜から翌日朝の間に致命的な解離性脳動脈瘤（剖検記録では紡錘状脳動脈瘤）破裂によるくも膜下出血が発症し、発症直後に深昏睡状態となり、回復しないままに、翌二四日二二時頃に死亡した。被災者の知人はホテルに対し、一日以上被災者に連絡がとれないのは異常事態であるとして、被災者の投宿していた室内を確認するよう再三求めたが、ホテルはこれに応じなかった。被災者がニューヨークに戻る予定日にチェックアウトしないため、ホテル従業員が二五日朝、マスターキーで開錠して室内を確認したところ、すでに死亡した被災者を発見した。

2 日米の労災補償手続

日米の労災補償手続の概要は、表1のとおりである。

(1) アメリカにおける労災補償手続

アメリカにおける労災保険給付手続^①担当弁護士 Mary K. Diener は、手続の概要について次のとおり説明した。

「当法律事務所は、被災者の一九八九年一月二四日の死亡にもとづく労働者災害補償給付の請求について、被災者の妻の代理人となった。本請求は、ニューヨーク州労働者災害補償局に対してなされた。

一九八九年一月二四日の死亡時、被災者

表1 日米の労災補償手続対照表

年月日	経過期間		日本での手続	アメリカでの手続
	年	月		
1989/11/24			被災者死亡	
1990/2/26	0	3	労災申請	
1990/3	0	3		労災請求
1991/3/25	1	4		ニューヨーク州労働者災害補償局で労災認定を受ける
1993/7/29	3	8	不支給決定	
1993/8/31	3	9	審査請求	
1995/11/7	5	11	労災不支給処分取消訴訟提訴	
1996/10/22	6	10	審査請求棄却決定	
1996/11/20	6	11	再審査請求	
2000/11/6	10	11	再審査請求棄却裁決	
2001/5/30	11	6	一審判決	

は、ニューヨークのDCAに雇用されていた。被災者の妻の依頼を受け、われわれは、使用者の労働者災害補償保険会社であるT保険会社と連絡をとった。T保険会社はわれわれに対し、一九九〇年四月二日、DCAが、被災者の死は業務に関係があると考えていることを認める本災害の文書による報告を行なったことを伝えた。

被災者は、死亡時には副社長およびスペシャルプロジェクト責任者であり、DCAで約一六年間働いてきた。被災者の会社は、米国内閣の新社長にN氏が就任した当時、赤字の状態であった。N氏は被災者に対して売上を増加させる任務を命じたが、それは被災者の専門分野ではなかった。このために、被災者は死亡した年に一日一六時間の労働や数回の出張は一九八九年一月だった。被災者の最後の出張は、S社とT社の二つの新しい取引を行なうことであった。このことは被災者に対して非常なプレッシャーとなり、もし成功しなければ、会社は特別プロジェクト部門を廃止して被災者の仕事がなくなると理解していた。

解剖結果は、死亡原因がクモ膜下出血であることを明らかにした。被災者の業務活動と死亡との間の因果関係があるかを判断する解剖結果とともに、前記の事実が専門医に示された。

被災者の妻から提出された申請書は、被災者は異常なストレスと心身を疲れ切らせる労働の結果として、致命的な脳出血を発症して死亡した旨主張していた。電通はこのことを、保険会社に対して確認した。T保険会社は、本件について何の証拠も提出しなかった。

DCAのN社長は、被災者がきわめて過酷な労働を行っていたことを確認した。

通常、保険会社は、因果関係を認めた請求

者側の医師の報告書を受領すれば、保険会社の顧問医に本件を照会するが、T保険会社はこれを行なわなかった。T保険会社は請求を受け入れ、被災者の妻への支払いに同意した。

なお、アメリカにおける労災保険給付請求手続において、労働者災害補償局に提出されたSEYMOUR S CUTLER 医学博士による意見（一九九〇年一〇月二九日）は、次のとおりである。

「被災者は日本の大きな広告代理店で約一六年間働いてきたが、この会社は従業員に非常なプレッシャーを加えることで有名である。これは、一九八九年に管理職約二〇人が脳出血や心臓発作で死亡していることにも示されている。

被災者は、被災者の専門分野以外の、赤字になりうる二つの大きな取引を行なう職務を与えられて厳しいプレッシャーのもとにおかれた。もし被災者がこの職務の遂行に失敗したならば、被災者の部門は解散され、被災者の仕事はなくなるであろうと明確に思っていた。

この厳しいプレッシャーの状態で被災者は日本に出張し、一九八九年一月二四日、早朝の会議に現れず、ホテルの室で死亡しているのを発見された。解剖結果は、被災者が左椎骨動脈の動脈瘤のクモ膜下出血により死亡したことを示している。

これらにもとづき、私は、死亡時に被災者

が受けていた仕事のプレッシャーに関係する
急激な血圧上昇が動脈瘤破裂の原因であると
考へる。」

(2) 日本における労災補償手続

被災者の妻は、被災者の死亡後三ヵ月後の一
九九〇年二月二六日、自身で日本における労災
申請をし、電通はこれに協力をした。アメリカ
においては労災認定されたにもかかわらず、中
央労基署は申請後一年八ヵ月を経過しても判断
を示さなため、一九九一年一〇月、代理人が
選任された（岡村親宜、井上幸夫、上柳敏郎、
望月浩一郎）。

アメリカにおいては、被災者の死亡後一年四
ヵ月で労災認定されたにもかかわらず、日本に
おいては、労災申請後業務外決定が出るまでに
三年五ヵ月、東京労働者災害補償保険審査官の
決定に三年二ヵ月、労働保険審査会の裁決に三
年九ヵ月を費やした。本件では、審査請求後三
ヵ月を経過した段階で決定がないことを理由と
して行政訴訟を提訴していたため、労働保険審
査会の裁決後六ヵ月後には判決により業務上災
害であることが認められた。

(3) 日本における審理の長期化の原因

なぜ、日本においては、このように審理に長
期間を要するのか。

労働保険審査会に提出された資料からは、調
査担当者が自ら資料収集にあたったのは（資料

受取日を除く）、

* 労基署段階で延べ一三日間（表2）、「中央

労基署執務内容」・中央労基署作成「職業
性疾病処理経過表」、

* 審査官段階で延べ三日間（表3）、「労働者

災害補償保険審査官執務内容」、

でしかなく、資料収集のために審理が遷延して
いるものではない。担当者が漫然と事件を抱え
込んでいただけの理由である。

このように異常に審理が遷延している状況は、
第一に、迅速な行政に反し、第二に、簡易迅速
な救済を目的とする行政不服制度の目的に反し
ている。行政不服手続は、「簡易迅速な手続に
よる国民の権利利益の救済を図るとともに、行
政の適正な運営を確保することを目的」（行政不
服審査法一条）としている。ところが、労働者
災害補償保険審査官および労働保険審査会にお
いて労働者を救済する割合はきわめて低く、「国
民の権利利益の救済」の機能は果たしておらず、
かつ審理期間は長く、到底「迅速」な救済にも
なっていない。このように、二段階の行政不服
制度は「無用」なだけではなく、行政不服審査
制度の結論を待つてから行政訴訟を提訴すると
いうことでは、解決までに長期間を強いられる
点で「有害」な存在となっている。
このような法の趣旨に反した業務上外判断お
よび行政不服手続はなぜ生じ、なぜ改善されな
いのか？ 理由は三点ある。

第一に、事実上行政手続法の適用除外となつ

ているからである。行政手続法においては、迅
速な行政を目的として、「当該申請に対する処
分をするまでに通常要すべき標準的な期間」（行
政標準処理期間）を定めることとされている（同
法六条）。労災保険遺族補償給付については原則
四ヵ月とされ、判断に時間を要する疾病にかか
るものでも六ヵ月である。ところが、疾病のう
ち包括的救済規定にかかるといふについては標準
的処理期間を定めないという大きな抜け穴があ
り、過労死事案についてはそのすべてが標準処
理期間が定められておらず、行政手続法による
適正迅速な行政の保護の外に置かれている。

第二に、迅速でない労働行政、行政不服審査
制度は、国側からは経済的には「好ましい」か
らである。審理を長引かせれば、最終的に国側
が敗訴しても、国側に経済的デメリットはない。
税金還付金の支払遅延には年率七・三%の還付
加算金が支払われる。ところが、労災保険制度
では、支給決定までに一〇年かかろうが二〇年
かかろうが、国は一円たりとも利息・損害金を
支払う必要はなく、この期間保険支給をせずに
国が運用できるのである。

仮に、国税と同様の年率七・三%の付加金を
支払わなければならぬとすると、本件のよう
に一二年も遅れて支給する場合には、保険金総
額の四四%に該当する遅延損害金を付加しなけ
ればならない。

労災保険制度における損害金制度の欠如によ
り、保険財政上は時間をかければかけるほど国

表2 中央労働基準監督署執務内容

年月日	事項
1990/2/26	労災申請
1990/3/19	解剖担当医師からの意見書作成依頼、使用者申立人申立書作成依頼
1990/3/26	解剖担当医師からの意見書取得
1990/6/11	請求人の申立書提出
1990/6/11	使用者の申立書提出
1990/6/11	DCAからの資料受領
1990/7/3	請求人聴取
1990/8/24	電話聴取(取引相手)
1991/2/8	アメリカの労災手続で提出された同僚の陳述書などの提出
1991/2/18	電話聴取(電通社員・東京)
1991/2/20	電話聴取(電通社員・東京)
1991/7/22	電話聴取(電通社員・東京)
1991/7/24	電話聴取(電通社員・東京)
1991/7/25	電話聴取(電通社員・東京)
1991/7/26	電話聴取(電通社員・東京)
1991/7/29	局医佐藤進に対する意見書作成依頼、意見書取得
1991/7/30	電話聴取(電通社員・東京)
1991/8/7	電話聴取(取引相手)
1991/8/29	ホテル実地調査
1991/10/15	請求人代理人就任
1992/3/19	本省りん伺
1993/7/6	りん伺回答
1993/7/29	業務外決定

表3 労働者災害補償保険審査官執務内容

年月日	事項
1993/9/2	審査請求
1995/5/16	審査請求人が行政訴訟で提出した書証を一括して審査官に提出
1996/7/18	ホテル関係者からの聞き取り、事故発生届出書入手
1996/8/9	電通に対する勤務状況及び健康診断結果の照会に対する回答入手(照会日不明)
1996/9/10	天野恵一医師による鑑定書受領(鑑定依頼日不明)
1996/10/22	審査官決定

第三に、労働者災害補償保険審査官および労働保険審査会では、確立された判例法理にもとづくのではなく、厚生労働省の認定基準に固執して判断を続けているという点にある。前提として厚生労働省の認定基準自体にも問題があるが、労働者災害補償保険審査官も労働保険審査会も、自らの判断が行政訴訟において覆されても、自らの判断枠組みと判断手法のどこに問題があったのか、以後どのように改善を図るのか、検討をしている形跡は皆無である。労働者災害補償保険審査官も労働保険審査会も、判

例法理を考慮に入れることなく、判例法理とは別個の判断基準にもとづき、行政訴訟で取り消されるべき決定・裁決を出し続けているのである。

「簡易迅速な手続による国民の権利利益」を目的の一つとしながら、まったくこの目的の有害物となっている現状の二段階の行政不服審査制度を抜本的に改善することが急務である。改善が図られるまでは、早期に期間経過を理由とする再審査請求および行政訴訟を提起することを検討する必要がある。

3 中央労基署の判断が覆された理由

(1) 東京地裁における業務上の判断要件

労災保険法にもとづく保険給付は、労働者の「業務上」の死亡について行なわれる(同法七条一項一号)。東京地裁における一九八五年以降の過労死関係判決(公刊集に掲載されたもの。但し、二〇〇一年度の二判決については未掲載)は、労働者が業務上死亡したといえるためには、業務と死亡との間に相当因果関係があることが必要であるとし、相当因果関係判断の具体的な要件については、後掲一覧表のとおり様々な表現をし、同一裁判官でも表現が異なる判示となっている。キーワードとしては、「共働原因」「相対的に有力」「自然的経過を超えて(急激に)」「著しく」「急激に著しく」などの形容詞がっ

記者ノート

国際ビジネスマン
48歳の突然死



郡山晴夫さん

ニューヨークで「サムライ」を売った男が、東京出張中の月二十四日、都心で突然死した。享年48歳。死因は不明だが、心臓発作と推定されている。死後、遺族は「サムライ」の権利をめぐって争っている。この事件は、国際ビジネスマンの健康と労働環境の問題を浮き彫りにしている。

米に15年、ダンディーな「サムライ」

「サムライ」の成功は、日本人から見たら、海外で活躍する日本人の象徴である。郡山晴夫さんは、1973年にアメリカに移住し、1988年に「サムライ」を創刊した。この雑誌は、日本とアメリカの文化の違いをテーマにした。郡山さんは、アメリカで成功を収めたが、健康を犠牲にした。この事件は、海外で活躍する日本人の健康問題を示している。

「産経新聞」1989年11月30日付記事より

場合がある「増悪」「内在する危険」「通常」に伴う危険」などが繰り返して使われているが、その内容は、判決により異なると思われるものも少なくない(判決No.7は、このような混乱を意図して整理しようとした判決の一つである)。いずれの判決においても、業務と発症との関係、基礎疾患などと発症との関係が問題とされているが、業務と基礎疾患などを比較しての発症との関係でいずれが有力かという手法を採用すると、性格が異なるものを比較して軽重を決めざるをえないという困難に直面する。しかも、問題となるケースの多くでは、当該被災者が有していた基礎疾患等は「リスクファクター」の一つと判断はできて、その詳細が判明しているケースは稀である。現実には、健康診断の結果、経過観察や治療が必要であるが就労することには支障はないと診断され、産業医から

も何の就労制限の指示もないという程度でしかない基礎疾患等の内容と程度を、裁判所が判断しなければならなくなる。このように判断不能な手法を避けるために最近の東京地裁では、二つの判断手法がとられている。一つは、具体的なメルクマールは何もないとの批判をおそれず、抽象的概念に戻り、「総合的判断」とする方法である(判決No.22)。もう一つは、「過度の精神的肉体的負担」あるいは「自然的経過を超えて急激に(著しく)または急激に著しく」増悪」するなどのキーワードを用いて、一般的労働者を基準としても業務の過重性が肯定される場合にのみ業務との因果関係を肯定するという方法である。後者は、厚生労働省の主張する因果関係論とほぼ同一である。東京地裁民事第一一部は、No.15の判決からNo.16の判決の間の一四カ月間に後者の判断方法に移行し、

三年間にわたりこれを維持してきた(判決No.16、18、19、20)。東京地裁民事第一一部の一九九六年一〇月以降の判決の特徴は、「当該業務に内在しないし通常随伴する危険が、それ以外の発症の原因と比較して相対的に有力な原因となっていた」ことが必要であるとの理由から、業務の過重性は、「自然的経過を超えて増悪」するだけでは足りず、それが「自然的経過を急激に著しく超えて増悪」させるものでなければならぬとしたことである。一方、一九九四年以降最高裁判決は、へ業務に従事したことにより、自然経過を超えて発症増悪させた」と認められる場合について、業務と発症ないし増悪との間の相当因果関係を肯定し、右関係は、第一に、業務が、自然経過を超えて発症増悪させるものであること、第二に、他に確たる発症原因がないこと、の二要件に該当することをもって肯定され、第二の要件についてはこれが立証された時にはじめて業務と発症ないし増悪との間の相当因果関係が否定されることを明らかにした。右最高裁判例の積み重ねのなかで、東京地裁民事第一一部もようやく判断基準を改め、第一に、「当該業務に内在する危険が現実化することが必要」と「通常随伴する危険」の要件、「それ以外の発症の原因と比較して相対的に有力な原因」との要件のいずれも削除し、第二に、「自然的経過を超えて増悪」と「急激に著しく」の

要件も削除したものである。

東京地裁民事一部は右判断基準の変更にもない、最高裁判例が示す二要件の判断のいずれにおいても、中央労基署の判断は覆されたのである。

(2) 業務の加重性判断基準

本件の特徴は、①被災者は、ほぼ一人でも何から何までしなければならぬという立場にいたため、タイムカードなど使用者側作成の時間管理資料はなく、②客観的資料は、ホテルの電話の通話記録（市内、市外、海外の別と時刻、料金のみ記載）、メッセージメモ、ホテル内喫茶店などの利用記録（人数、支払時刻、料金のみ記載）、クレジットカード利用記録など断片的であり、③面会や電話などで打ち合わせや情報交換をしている顧客などは膨大な数にのぼり、業務全体の詳細な裏づけ作業は困難であり、④仕事の性格も打ち合わせの積み重ねによる創造的作業が多く、成果物から作業時間を推計することも困難な点にある。その一方で、被災者の従事した業務が加重であったことは、被災者の妻のみならず、上司・同僚もこれを肯定し、日本における新聞のコラムで「完璧なビジネスマン」と評されるほどであった。

このような特徴を持つ本件では、被災者の妻、DCAのN社長と他の役員は、被災者がきわめて過酷な労働を行っていたことを確認し、請求者側が提出した医師も業務と発症との関連性

を肯定する意見を述べた。一方、T保険会社は、本件について何の証拠も提出しなかった。アメリカにおける労災補償手続では、右手続だけで過重労働を肯定して、かつ死亡との因果関係も肯定した。

一方、中央労基署長は、「東京出張の責任の重さ、恒常的な過重労働やストレスが継続したとの主張がなされ、その仕事ぶりは少なからずハードなものであったことは推測される」とするも、「くも膜下出血発症の直前から前日にかけて、業務に関連する異常な出来事が有ったことは詳かでない。本症発症前一〇日間において業務による明らかな加重性が有ったことは詳かでない」ことを業務外の判断理由とした。さらに、東京労働者災害補償保険審査官、労働保険審査会も、中央労基署長の判断を追認した。

本判決は、「そこで、本件について見てみると、晴夫の就労状況の詳細には不明な部分が少なくないものの、晴夫の就労時間は、従前から所定労働時間を大きく超え、休日も就労することが少なくなく、一九八八年一月、スペシャルプロジェクト部門に異動してからは、この傾向はさらに強まっていたこと、晴夫は、本件発症前の一年間で六回の海外出張をし、その日数もうち三回は三〇日間、二四日間、二四日間と長期にわたり、うち一回は業務上の必要性から当初の予定をさらに延長したものであったこと、一九八九年一月一五日からの東京出張にあたっては、極度の睡眠不足と時差ボケの状態で東

京に赴いたが、東京出張の期間中は、同月一九日（日曜日）午後と体調が悪化した同月二三日午後とを除くと、長時間、多数回にわたって業務関係者と面談、会食等を繰り返し、夜間遅くの時間に及んだこともしばしばであったことは、前記認定のとおりである。そして、一九八九年の一年間で期待された成果が上がらなければスペシャルプロジェクト部門が閉鎖されるというおそれがあり、設定された営業目標のもとで、晴夫が同年一月一五日からの東京出張に対して思い詰めた気持で臨んでいたこともまた、前記認定のとおりである。以上のような晴夫の就労状況、東京出張の経過等の事実関係に、くも膜下出血の発生機序等に関する前記認定の事実関係を併せ考えると、晴夫が本件発症前に従事していた業務は、くも膜下出血の基礎疾患である解離性動脈瘤又は紡錘状動脈瘤を自然経過を越えて増悪させるに足りる程度の過重負荷になったものと認めることができる。」と判示したものである。

アメリカにおける労災認定手続も、日本の裁判所も、従事した業務加重性の判断は、就労した内容の細部全部が明らかにならなくても、従事した労働の量と質、すなわち、所定外業務の量と内容、休日の取得状況、出張回数、出張の延べ日数、時差などの出張にともなう条件、出張中の面談・会食の回数、時間、その時間帯、仕事の成否によりどのような結果となるかという精神的プレッシャーなどの総合的判断で決し

ている。

「訴訟上の因果関係の立証は、一点の疑義も許されない自然科学的証明ではなく、経験則に照らして全証拠を総合検討し、特定の事実が特定の結果を招来した関係を是認し得る高度の蓋然性を証明することであり、その判定は、通常人が疑いを差し挟まない程度に真実性の確信を持ち得るものであることを必要とし、かつ、それで足りるものである」(最高裁判昭和四八年(ホ)第一七号同五〇年一〇月二四日第二小法廷判決・民集二九卷九号一四一七頁参照)との判例に照らせば、本判決の判断手法は当然というべきである。

これに対して、中央労基署、東京労働者災害補償保険審査官および労働保険審査会は、右のような総合判断をしないばかりか、直接証拠がない部分を合理的な推測で補充したうえで判断するのではなく、過重業務ではないと判断するという、労働者側に「一点の疑義も許されない自然科学的証明」と評すべき超過重立証を強い、これに成功しない限り、業務上と認めないとした。

厚生労働省は、二〇〇一年四月六日、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」を発表し、労働基準法は使用者が始業、終業時刻を把握し、労働時間を管理することを当然の前提としていることを再度確認して、しかしながら現実には、使用者における労働時間管理が不十分な実態にあることを認め

使用者による労働時間管理の周知徹底を図っている。

厚生労働省は、労働者災害補償制度においては、労働時間管理は、労働者の責任であり、労働者が仔細に労働時間を管理していなかったことは、労働者災害補償においては、労働者の合理的推定さえ許さず、過重業務をしていないと判断しているものである。

現実を直視しない厚生労働省の判断手法は、厳しく批判されなければならない。

(3) 他に確たる発症要因はないとの判断基準

他に確たる発症要因はないという要件については、へ基礎疾患など他の要因がそもそも全く存在しない場合の判断は容易であるが、へ基礎疾患など他の要因が存在する場合は、業務への従事の有無に関係なく基礎疾患等の他の要因の自然経過で発症・増悪した場合には、「他に確たる発症原因」が肯定されるため、基礎疾患等の他の要因の内容と程度についての判断が重要となる。

従前、東京地裁民事一部は、本件と同じくも膜下出血死の業務上外をめぐる判断について、基礎疾患等については「遅くとも一九七五年以降高血圧症という基礎疾患に罹患し、降圧剤の服用中断に伴うリバウンド効果もみられたこと、高血圧及び肥満による塩分制限、減量を指摘されながらこれを試みた形跡は窺えず、会社では喫煙、飲酒をしていたなど自ら健康管理を怠っ

ていた面があったことなどに照らせば、三郎(被災者)に生じた脳動脈瘤は、高血圧症という基礎疾患に加えてリバウンド効果、肥満、喫煙、飲酒、さらには疲労やストレスが共働原因となつて徐々に増悪して脆弱化していた」(東京地判一九九六年一〇月二四日・労判七一〇号四二頁)と判示し、業務の加重性に対する表面的な理解と併せて、「高血圧」「肥満」「喫煙」「飲酒」などの要因がくも膜下出血とどのような関係にあるかの医学的検討を加えることなく、「リスクファクター」が存することをもって業務外と判断をした。

これに対し、本判決は、第二の要件については、「イ」ところで、晴夫は、生前、一日約二〇本ないし二五本程度の喫煙をし、ウイスキー一日三杯程度の飲酒をしていたことは、前記認定のとおりであるところ、被告は、本件発症は、基礎疾患である私病の血管病変等に対して、業務外の長期間にわたる飲酒や喫煙等が悪影響を及ぼしたことに由来するものと見るのが合理的である旨主張する。そこで、被告の主張について考えると、高血圧は、脳出血疾患では決定的な危険因子とされているところ、飲酒は、長期間大量にアルコールを摂取し続けると、高血圧を促進させるとされていること、喫煙は、喫煙者におけるくも膜下出血の発症率が非喫煙者よりも高いという疫学的調査の結果に基づく報告があることから、くも膜下出血の危険因子とされていることは、前記認定のとおりである。しかし、

本件発症時の晴夫には高血圧が存在していたことは事実であるものの、その程度・内容は明らかではないのであるから、晴夫の飲酒が高血圧の促進を通じて本件発症にどの程度寄与したのかを判定することは困難といわざるを得ない。

加えて、晴夫は、営業活動に従事するに当たっては飲酒を伴う会食をすることが有益であったため、飲酒する機会が多くなることになったというのであるから、仮に、飲酒が本件発症にある程度は寄与したものととしても、これを、業務に内在する危険と無関係のものとは、必ずしもいい切れないものがある。また、晴夫の喫煙がくも膜下出血の危険因子とされていることは前記のとおりであるが、それが、本件発症にどの程度寄与したのかを判定することもまた、前記認定の疫学的調査の結果だけでは、いまだ困難といわざるを得ない。」と判断しているものである。

単にリスクファクターがあることから、「その程度・内容」の十分な検討も、「飲酒が高血圧の促進を通じて本件発症にどの程度寄与した」かの検討も省略して、「他に確たる発症要因」などと判断できないことは当然の理であるが、ようやく東京地裁民事一部においてもこれが確認されたのである。

不存在の証明は不能であるという立証責任の法理から言えば、「他に確たる発症要因」の存在についての立証責任は労基署側にある。本件のように、当該被災者の「高血圧」「肥満」「喫煙」

「飲酒」などの要因と発症・増悪との関係が立証されなければ、「他に確たる発症要因」が否定されることは当然である。

まとめ

業務上の事由による労働者の負傷等に対して、「迅速かつ公正な保護」を目的とする労働者災害補償保険法の趣旨に従った審理を実現するための提言をもってまとめとする。

- ① 過労死を含めた労災保険給付請求の標準処理期間の例外規定を廃止し、六カ月以内の標準処理期間を定める。
 - ② 標準処理期間経過の翌日を起算日としての年七・三％の付加金の支払いを義務づける。
 - ③ 標準処理期間経過後労災保険支給決定がなされない場合は、不支給決定があったものとして審査請求を可能とする。
 - ④ 労働者災害補償保険審査官、労働保険審査会の二段階の行政不服審査手続は存在意義がないので、労働保険審査会を廃止する。
 - ⑤ 労基署における迅速公正な判断が可能となるように過労死認定基準を変更する。
- 右改善がなされるまでの間は、迅速な決定をしない労働者災害補償保険審査官、労働保険審査会に対しては、現行の労働者災害補償保険法によって可能な、労働者災害補償保険審査官決定前の再審査請求、再審査裁判前の行政訴訟の提訴を積極的に活用することを検討することが

必要である。

(1) 井上幸夫「ニューヨーク州労災補償法と急性心臓死の労災認定」労働者の権利一八九号一二頁参照。

(2) 総務庁は、二〇〇〇年一月、「全国の三四三労働者のうち一九署での実態を調査。その結果、一昨年三月に支給決定された約一万五〇〇〇件のうち一割近い約一〇〇〇件が、標準処理期間を上回っていた。疾病に関する決定では、申請後一カ月以上たつて調査に着手しているケースが三割以上もあった。中には、申請を受けた労基署から事業所のある労基署に引き継ぐのに四カ月もかかった▽本人からの面接聴取の四カ月もあとに医師に照会し、最終決定まで二年以上かかった▽事務が繁忙だとして二カ月も放置していた」などのケースもあり、総務庁は「被災労働者の早急な救済を図る観点からも、一層迅速な処理を図る必要がある」と厳しく指摘している」と報じられている。毎日新聞二〇〇〇年一月二十四日。

(3) 一九九九年における労働保険審査会の平均審理年数は一・八五年であるが、救済率は三・七％に過ぎない。季刊・労働者の権利二〇〇〇年一月号七〇頁。

(4) 労働基準法施行規則別表第一の二第九号「その他業務に起因することの明らかな疾病」等。

(5) この制度上の問題点の詳細は、小林保夫「労災給付の遅延と遅延損害金請求の正当性について」労働弁護団通信二〇五号・一九九七年三月五日を参照。

(6) 一時金として支給される特別支給金を考慮に入
れず、かつ毎年の年金額が同一と仮定した計算で
ある。

(7) 労働省は二〇〇一年一月二日、認定基準の
見直しに着手している。ここでは、あるべき認定
基準について論ずる紙幅はないので、岡村親直「過
労死労災認定と最高裁判例の意義」労判七九
号五頁、小畑史子「過労死の業務上外認定——最
高裁判決と行政通達」ジュリスト一一九七号八頁
参照。

(8) 上柳敏郎「労働者災害補償手続法の日米比較—
—不服審査適正・迅速化のための法的手法」季刊
労働法一七五・一七六合併号、一六九頁。

(9) 本件では、一九九六年の労働者災害補償保険法
の改正前のため、審査請求後三カ月経過により行
政訴訟を提訴している。法改正後は、審査請求後
三カ月を経過しても審査請求についての決定がな
い場合には、審査請求の決定を経ないまま労働保
険審査会に対する再審査請求ができ(法三五条二
項)、再審査請求後三カ月を経過した場合には、処
分取消訴訟が提訴できる(三七条一項)。

(10) No.11の判決は、業務以外に「発症に寄与したと
認められる因子が見あたらない場合」とされてい
る例外的判決である。


(11) 労働省自身、「相対的に有力かどうかは、これ
を(単なる強弱の問題)として考えたと理論的に
決めようがなくなる」(労働省労働基準局編「業務
災害及び通勤災害認定の理論と実際・下巻」一九
八五年、八一頁以下)と、質的に異なる原因相互

間の軽重などを判断することは不可能であること
を自認している。

(12) 基礎疾患が自然経過で死亡をもたらす程度の内
容であると生前に判断されているならば、就労を
制限され治療に専念をすることとなるから、過労
死として業務上外が問題となるケース自体が稀と
なる。

(13) 最一小判一九九四年六月一六日岡山地公災基
金・倉敷市中心梗梗塞死事件(労判六五一号一三頁)、
最三小判一九九七年四月二五日大館労基署・四戸
電気作業員脳血管疾患死事件(労判六五一号一三
頁)、最一小判二〇〇〇年七月一七日横浜南労基
署・東京海上横浜支店支店長付運転手くも膜下出
血死事件(労判七八五号六頁)、最一小判二〇〇〇
年七月一七日西宮労基署・大阪淡路交通スキーバ
ス運転手高血圧性脳出血事件(労判七八六号一四
頁)。

(14) 産経新聞一九八九年一月三〇日。



ワタシの「困った!」を解決する本
女性弁護士が教えるトラブル解決術
中野麻美・村千鶴子・吉岡睦子 著
A5判並製/184頁/本体1,400円/ISBN4-8451-0662-0 C5036
女性のひとり暮らしは「困った」ことがいっぱい。自分の身は自分で守り、恋愛・しごと・お金…、すべてについて地に足をつけてがんばれ。

旬報社